番号	内容	関係条項
50	市街化調整区域において戸建住宅の建替えは可能か	法第 34 条、第 43 条

新築と同様に、市街化調整区域における建築物の建替えも原則として認められませんが、都市計画法に規定する開発許可（建築許可）が不要な建築物（注１）又は都市計画法第 34 条の各号に規定する立地基準（注２）を満たす場合、自己用住宅としての戸建住宅の建替えが可能となる場合があります。

戸建住宅の建替えが可能かどうかは下のフロー図をご参照ください。

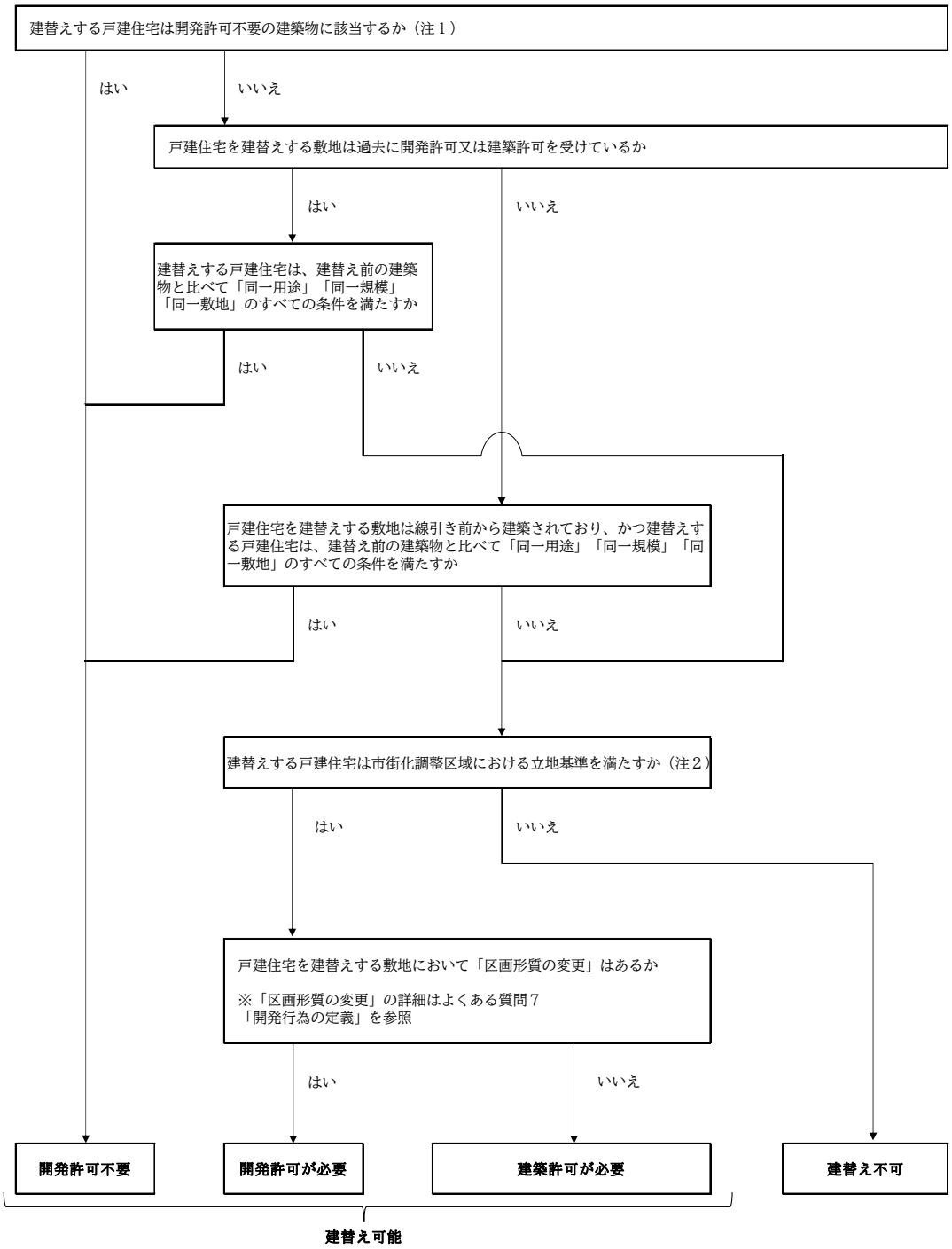

（注１）・（注２）は、よくある質問 49「市街化調整区域において戸建住宅の新築は可能か」と同じですので、あわせてご参照ください。